

**科学者委員会学協会の機能強化方策検討等分科会（第2回）
議事要旨**

日 時 平成24年2月13日（月） 18時00分～20時15分
場 所 日本学術会議5-A（1）会議室
出席者 石原宏委員長、田中耕司副委員長、佐藤学委員、長野哲雄委員、渡部終五委員、會田勝美委員、池田駿介委員、直井優委員、菱田公一委員
説明者 石川正俊連携会員

議事内容

1. 委員紹介

平成23年12月21日付で分科会委員に就任した會田委員、池田委員、直井委員、菱田委員を紹介した。

2. 前回議事要旨の確認

石原委員長が標記について説明し、委員会です承した。

3. 学術用途における著作権の権利制限の在り方に関する調査研究事業の報告

（石川連携会員による説明）

著作権法はグレーゾーンが多く、人や学会によってイメージがまちまちであり、学会ごとの温度差も大きい。コピーの許諾についても見解はまちまちで、まとめ方が難しい。著作権法を厳格に運用すると現場が混乱するため、誰もが法に抵触せざるをえないのが現状である。

今回の文化庁の学術用途における権利制限の在り方に関する調査研究事業は、学術問題に限って議論を進めている。同事業のきっかけは平成23年4月8日の閣議決定と、総務省に寄せられたパブリックコメントである。その趣旨は大量の著作物を扱った実験・研究を行う際、利用許諾を得るのが非常に煩雑であるため、学術用途で著作物を使う場合は手続き等の簡素化を検討して欲しいというもの。

同事業は、著作権の権利者とユーザー、国内と海外の利害関係者からヒアリングを行っている最中だが、多数の意見が寄せられている。学術用途の定義は非常に困難であり、今のところは現状を把握して各論を併記するところに落ち着きそうである。

（意見交換内容）

- ・著作物には、権利を守りたいものと、公表したいものが考えられ、著作権利用者が目的に応じて選択するのが一つの解決策になるのではないかと。
- ・文系の場合、学会ではなく研究者本人が持っていることが多く、学会の著作権関与は限定的である。理系は学会が著作権を持っている例が多い。
- ・現実的には、著作権を持つ学会がオープンアクセスの定義を決めるのが現実的だと思われる。
- ・著作権の個別規定の話を提言するとすれば、著作権の利用形態を提案することとなるが、著作権については学会によって意見が異なるので、まとめるのは難しいと思われる。このため、現状をまとめて各論併記になるのではないかと。

著作権の権利制限の一般規定の対象とすることが適当であると考えられる利用方法に関し、学術会議の意見があれば、文化庁の報告書に載せたいが、ま

とめるのは難しいのではないか。

- ・著作物の対象を学協会が出すものに絞って議論を進めた場合でも、かなりの場合分けが必要になる。

- ・学協会が出している著作物についてまとめた見解はなく、著作権規定が中途半端な学協会が多い。

- ・学協会の著作権の現状を調べ、そのうえで著作権についてこういうふうにしてほしいという趣旨の提言やガイドラインを提示することもガイドラインに両論を併記すると矛盾が出る。

- ・学協会にアンケートを行う場合、どのような方法にするか。費用を出来るだけ少なくするために、ファックスを使ったアンケート調査を実施した例があるが、分析が大変になるのではないか。

- ・「科学者コミュニティから見た今後の知的財産制度のあり方について」の21ページに出てくる参考文献[16]を今後の参考にしたい。（科学技術振興機構 平成21年度第1回J-STAGEセミナー資料「国内学会誌における著作権の取扱い調査および著作権規定の方向性の検討」報告書概要（2009年8月6日）では、学会論文50誌について調査し、うち20誌について聞き取り調査を行った。）

4. 今後の進め方

学術用途における著作権の権利制限にあり方について、学会の現状を把握したい。具体的な方法は次回以降に審議する。

小委員会については、公益法人化された学協会の収益事業等についての議題が考えられるが、必要に応じて人選を行うこととする。

5. 次回の開催について

5月から6月にかけて日程を調整し、追って指定することになった。